

## 20～30代ライフプランセミナーにかかる広告募集要領

### 1 趣旨

総務局職員部安全衛生課が開催する20～30代ライフプランセミナーにおいて、20～30代向けの広告配布を希望する事業者を募集する。

### 2 広告掲載を行う広告媒体の種類、配布方法

広告媒体はチラシとし、令和8年11月5日に実施する20～30代ライフプランセミナーの際にライフプランセミナー資料とともに受講者に配布する。

### 3 広告募集事業者数

広告を配布する権利として1枠以上（ただし1事業者につき2枠まで）

### 4 広告の規格等

広告の規格 A4（210mm×297mm）サイズ以下のものを5枚まで（両面印刷可）

※両面印刷は1枚分として計算する

※A3サイズ（420mm×297mm）は、A4サイズ2枚分として計算する

納品部数 約200部

※最終的な部数は、令和8年9月中旬頃に確定する受講者数によること

### 5 広告掲載料金

1枠あたり30,000円（税込）

※上記の広告料には、広告制作費等を含まない。完成品で納品すること。

### 6 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指定停止要綱（平成15年3月5日付け15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）またはその者を代理人、支配人その他の使用人として使用するものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者（同法に基づく更正手続き開始の決定後、本市競争入札参加資格に認定を受けているものを除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（同法に基づく更正手続き開始の決定後、本市競争入札参加資格に認定を受けているものを除く。）でないこと。
- (5) 募集要領配布開始の日から選定事業者決定の日までにおいて指名停止の期間で

ない者であること。

- (6) 名古屋市広告掲載基準の規定に該当する規制業種又は事業者でないこと。
- (7) 募集要領配布開始の日から選定業者決定の日までにおいて、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

※なお、応募者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む。）について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否か照会することがある。

## 7 応募方法等

- (1) 募集期間 令和8年6月1日から令和8年8月31日まで

- (2) 応募書類

- ア 20～30代ライフプランセミナー広告配布申込書（別紙1）
- イ 広告原稿

- (3) 応募方法

応募書類を、いずれかの方法により提出すること。

- ア 持参

募集期間内で土曜日及び日曜日等の閉庁日を除く午前9時00分から午後5時00分まで

- イ 郵送

募集期間内に必着するよう郵送すること。

- (4) その他

本募集に関して応募者が要した一切の費用は、応募者の負担とする。

## 8 事業者の決定方法

- (1) 名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、名古屋市総務局広告掲載要綱及び、この要領に基づき広告掲載の可否を決定するものとする。
- (2) 審査結果は、20～30代ライフプランセミナー広告配布決定通知書（別紙2）で通知する。

## 9 広告の納品

- (1) 令和8年10月13日までに指定する場所に提出するものとする。
- (2) 広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

## 10 広告料金の納付

広告料金の納付は、名古屋市発行の納入通知書により納付すること。

## 11 その他

- (1) 妨害又は不当要求に対する届出義務があるものとする。

- ア 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- イ 受注者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

（2）名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、名古屋市総務局広告掲載要綱を遵守すること。

## 1 2 各書類提出先・連絡先

名古屋市総務局職員部安全衛生課

電話番号 052-972-2161

郵送の場合は、下記宛先まで

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市総務局職員部安全衛生課福利厚生担当宛

※封筒（表）に「広告掲出申込用紙在中」と朱書きすること。

## ※参考

令和 5, 6, 7 年度 20～30 代ライフプランセミナー受講者数及び令和 8 年度受講予定者数

令和 5 年度 受講者 124 名

令和 6 年度 受講者 150 名

令和 7 年度 受講者 150 名

令和 8 年度 受講者約 200 名

(別紙1)

20～30代ライフプランセミナー広告配布申込書

令和 年 月 日

(あて先)  
名古屋市長

住所  
\_\_\_\_\_  
名称  
\_\_\_\_\_  
ふりがな  
\_\_\_\_\_  
代表者職・氏名  
\_\_\_\_\_  
生年月日 T・S・H 年 月 日  
\_\_\_\_\_  
電話番号  
\_\_\_\_\_  
FAX  
\_\_\_\_\_  
E-mail  
\_\_\_\_\_  
担当者職・氏名  
\_\_\_\_\_

20～30代ライフプランセミナーにかかる広告募集要領の条件により、次のとおり申し込みます。

記

1. 広告料 金 円(税込)  
(30,000円× 枠)
2. 広告規格等 規 格：A4(210mm×297mm)サイズ以下  
1枠あたりの部数：約200部  
1部あたりの枚数：5枚以内(両面印刷可)
3. 広告原稿 別添のとおり

**確認事項(確認されましたら、□にチェックを入れて下さい。)**

- (1) 名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、名古屋市総務局  
広告掲載要綱を遵守します。
- (2) 名古屋市税の滞納はありません。
- (3) 暴力団の利益になるような申請ではありません。

注・暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。  
・暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

(別紙2)

令和 年 月 日

様

名古屋市 長

## 20～30代ライフプランセミナー広告配布決定通知書

令和〇年〇月〇日付で、申込みがありました広告配布について、次のとおり決定したので通知します。

### 記

1. 決定区分  掲載する  
 掲載しない  
理由
2. 広告媒体 令和8年度20～30代ライフプランセミナー
3. 広告規格等 規 格：A4 (210mm×297mm)サイズ以下  
1 枠あたりの部数：約200部  
1 部あたりの枚数：5枚以内 (両面印刷可)
4. 広告料 金 円 (税込)  
(30,000円× 枠)
5. 納入期限 令和8年10月13日
6. 配布条件 名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、名古屋市総務局広告掲載要綱、20～30代ライフプランセミナーにかかる広告募集要領を遵守すること。
7. その他 申込時に提出した広告原稿を変更する場合は、総務局安全衛生課へ納品前に提出し、承認を得ること。